

令和2年度第3回

板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

会 議 録

板橋区総務部区政情報課

令和2年度第3回板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

1 開催年月日

審議 令和2年8月27日(木)～令和2年8月28日(金)

採決 令和2年8月31日(月)

2 開催場所

書面による開催

3 審議会委員

会 長 佐 藤 信 行

副会長 岩 隈 道 洋

委 員 飯 塚 亜矢子

高 木 祥 勝

河 野 雅 子

藤 崎 弘 道

真 野 英 人

福 司 慶 子

川 原 清 美

山 田 貴 之

さかまき 常 行

いわい 桐 子

おばた 健太郎

橋 本 正 彦

中 川 修 一

4 事務局

総務部長

区政情報課長

I T推進課長

5 関係課長

教育支援センター所長

令和2年8月27日（木）～令和2年8月28日（金） 審議

◇事務局より説明

今回の議題は、新型コロナ対策等のために行われる新規事業で、「Web 会議の実施」と、「区立学校の ICT 化」になります。

これらの案件につきましては、前回、7月3日開催の審議会で、小委員会に審議権限が授権され、資料3のとおり、小委員会での審議を行い、また、その間には、会長と主管課によるまとめ作業、メールでの意見交換等を行いながら、Web 会議については、資料1のとおり、区立学校の ICT 化については、資料2のとおり、ガイドライン、マニュアル類の整備を行いました。

その結果、「小委員会での審議により、Web 会議については、ガイドラインを整備することにより、区立学校の ICT 化については、一連のマニュアル類を整備するとともに、教員によるワーキンググループなど運用上のリスクや課題を共有し、解決する仕組みを作ることによって、いずれも、必要なリスク対策が講じられていると判断し、小委員会として承認する」旨、答申をいただきました。

今回、審議会として、承認をいただきたいと思いますと思いますが、まず、本日から明日17時までには、質問、意見を受け付けます。

何かありましたら、メールでお知らせください。

31日（月）にすべての質問、質問に対する回答、意見を共有した後、採決とさせていただきますのでよろしくお願いします。

なお、個々の資料の内容については、以下の通りです。

資料1-1は、Web 会議の実施に係る諮問書です。

資料1-2は、Web 会議システム利用のガイドラインです。

資料2-1は、区立学校の ICT 化に係る諮問書です。

資料2-2は、対象事業の事業説明書になります。

資料2-3-1から、資料2-3-3は、第1回の小委員会で、審査対象とすることとした、管理系、教員向けのマニュアル類となります。

資料2-4-1から、資料2-4-3-2については、直接は、児童・生徒、保護者向けのものになりますが、運用の全体を理解していただくため資料としています。

資料2-5-1から、資料2-5-3は、別途用意することを、教員向けマニュアルに記載していたところ、委員から、審査の対象とするべきとの意見があり、追加したものです。G-Suiteの個別のツールの教員向けマニュアルとなります。

資料3-1から資料3-3は、第1回から、第3回の小委員会の審議概要になります。

資料の一部に、項番等の誤りがありましたので、お詫びをして訂正させていただきます。次第 議題(1)の末尾の「新型」を削除し、議題(2)の冒頭に「新型」を追加させていただきます。資料2-1の項番で、3が重複していますので、「対象とする業務」を4とし、以降、「実施予定」を5、「担当課」を6とさせていただきます。申し訳ありませんでした。では、よろしく申し上げます。

○福司委員より質問

ICT教育を導入することにより、デジタル機器を使用することに慣れ、音や映像、写真、カラフルで精密な図等を取り入れ、より分かりやすい授業が、組み立てられると思います。ましてやコロナ禍の中、大いに活用されるべきと思っております。

現在 17歳以下の子どもの6人に1人が 世帯の可処分所得が122万円未満の貧困状態にあると聞いております。

家庭環境により 児童・生徒の教育環境に差が出てくるのではと懸念しておりました。家庭の通信ネットワークの環境がない時は Wi-Fi ルーターを貸与されると聞き安心致しました。

その際 家庭利用時の通信料について 「低所得者世帯については生活保護制度等を活用する」とございますが、具体的に教えて戴けますでしょうか。

◇教育支援センター所長回答

今年度、新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校休業への対応として、5月補正予算において予算措置をし、受験を控える中学3年生向けに学校既存タブレットの設定変更により、家庭で使えるよう、モバイルルーターと併せて家庭学習に活用できるよう貸与を行いました。

来年度以降、生活保護制度における家庭の通信環境を整えるための助成としましては、教育扶助により対応される旨を厚生労働省が通達しています。生活保護以外の低所得者への助成については、今のところ国や都の補助制度がなく、区独自で行えるのかは今後の検討課

題となります。

○河野委員より質問等

「区立学校の ICT 化における個人情報の保護措置について」

1 質問その1

もともと今後活用する予定だったものがコロナの関係で早く始めましょうということになったと認識しています。準備期間が十分ではなく現場でも不安があると思います。

「とにかく9月から一斉に全員使う」ではなくて、「きちんとした準備教育のできたところから、必要に応じて順次使えるようにする」という認識で良いのでしょうか？

2 質問その2

システムのセキュリティについては専門知識がないため、よくわかりません。システム以外の部分では、マニュアルを徹底し、児童・生徒・先生それぞれが「基本的に個人情報のやりとりはしないか必要最小限に」というルールを守る、という以外にないということですよ。

このルールについてマニュアルには簡潔にあっさりと書かれていますが、現在小学生に対して、「個人情報とはどのようなもので、なぜ守らなくてはいけないのか」「どのようなものが個人情報なのか」というような教育はどの程度なされているものなのでしょうか？私の子供達（現在20代後半）の時代にはそういった教育は特に受けた覚えがないそうです。「名前住所電話番号など」の「など」の部分を理解できるよう指導教育をしているのか、小学生がその重さをどのくらい認識しているかが気になりました。

3 質問その3

「学習活動以外には使わない」ということなので、「先生と児童生徒の間の学習以外の相談、連絡、面談など個人情報に関わることには使わない」と思うのですが「学習以外の用途には使えない」ような仕組みになっているのでしょうか？

コロナでなかなか会えない中、便利だからとつい連絡や相談手段に使ってしまったたりできないようになっているか気になりました。

4 会議、学校の ICT 化、における個人情報保護について意見

前回の審議会で会長もおっしゃっていましたが、どちらの案件も運用を始めてみないと正確なリスクの想定が難しいところがあり、随時運用状況や問題点を見直し、マニュアルの修正や追加をすることが重要だと思います。

現場の方が問題点を素早く報告し、共有し、解決していけるよう、大変なことだとは思いますがどうぞよろしく願いいたします。

◇事務局より資料の訂正について

河野委員からご指摘をいただき、資料2-4-3-1の1ページ本文の4行目の冒頭部分で、下記の下線部の脱落が判明しましたので、申し訳ありませんが、訂正をお願いします。

「あり、G Suite for Educationなどを使うためのルールを・・・」

◇教育支援センター所長回答

1 質問その1回答

資料2-2の7ページにある通り、既存タブレットからの切り替えは順次行う予定です。一人1台のタブレット配備でChromebook3万数千台を一度に納品することは無理であるため、11月から順次納品される予定です。委員ご指摘の通り、初めにICT機器の利活用が進んでいるいくつかの学校で先行してChromebookを利用いただき、そこでの経験やノウハウを順次納品される他の学校へ展開させたいと考えています。

2 質問その2回答

委員ご指摘の個人情報について東京都教育委員会においては、「東京都教育施策大綱」の具体的な取組の一つとして、「SNS東京ルール」（平成31年4月改訂版）を策定し、区立小中学校全児童生徒に発達段階に応じたSNS東京ノート（小学校低学年版・中学年版・高学年版・中学生版）を配付し、情報モラルの醸成を図っています。その主な内容は以下の5点です。

- [1] スマホやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう。
- [2] 必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。
- [3] 送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。
- [4] 個人情報を教えたり、知らない人と会ったり、自画撮り画像を送ったりしない。
- [5] 写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしない。

この中で、発達段階に応じて、個人情報について取扱い情報リテラシーの向上を図っています。委員ご指摘の名前住所電話番号などの「など」の部分については、例えば写真を撮影した際に背景に写り込む画像への配慮を小学校段階から指導しております。さらには、板橋区立小中学校全校において、SNS 学校ルールを独自に作成し、個人情報だけではなく、新しい時代に対応した情報モラル教育を実施しております。

3 質問その3回答

資料2-4-3「小学生のみなさんへ」及び「中学生のみなさんへ」に記載していることへのご質問ですが、家庭でのインターネット利用においてもフィルタリングで閲覧を規制しますが、委員ご指摘の通り「授業・学習・先生への連絡以外の用途では利用しない」ことを伝えていくよう運用面でも考慮していきます。

○真野委員より意見

ICTの活用範囲が一気に広がることになるため、ガイドラインやマニュアルの整備はとても重要であると思います。

区立学校のICT化では、教員の皆さんの中でも得意・不得意が分かれるなど、個人差が大きいと思いますのでなおさらです。

マニュアルの改善は今後も続くと思いますが、最終的には資料3-3「令和2年度第3回小委員会審議状況報告」の2ページ、3、(2)、③の中でも触れられているように、ヒューマンエラー（うっかりミス）の発生をどこまで防げるかにかかっています。

例えば、悪意のある第三者からの参加要請に対し、うっかり「承諾」をクリックしてしまうといったことはあり得るのではないのでしょうか。

マニュアルの整備と共に、研修体制をしっかりとっていただきたいと思う次第です。

以上、意見です。

○いらい委員より質問

議題の(1)のウェブ会議の件ですが、外部の人向けの説明会などの場合、IDやパスワードなどを参加者に知らせる方法はどのように行われるのでしょうか？もし、メールアドレス等で案内する場合は、参加者のメールアドレスの管理などは、個人情報の扱いに入るのかどうか、教えてください。また、個人情報管理の対象だとすれば、どのように管理するのか教えてください。

追加で質問です。ウェブ会議も、教育 ICT もどちらも、万が一、個人情報が流出してしまったなどの場合の対応を教えてください。

◇IT推進課長回答

参加者への通知方法は、郵送や電子メール等、会議等を主催する主管課の判断となります。

仮に、電子メールで案内する場合は、参加者のメールアドレスは、個人情報として、収集から廃棄まで、業務のなかで適切に管理します。

会議は専用のアプリを用いて行うため、オンラインでの会議中に、参加者のメールアドレス等の個人情報がネットワークを通じて流出することはありません。

それでも万が一、個人情報が流出してしまった場合は、可能な限り流出してしまった個人情報の回収を図りますが、二次被害防止の観点から、対象者への謝罪、事故の公表等を行うこととなります。

◇教育支援センター所長回答

今回のシステムは校務支援システムと直接接続していませんので、校務支援システムに保存されている個人情報が直接流出することはありません。人的セキュリティリスクに係るリスク対策として、これらの校務支援システムに保存すべき個人情報は、クラウドへ保存しないよう教員研修を行っていきます。なお、クラウドから流出する可能性がある情報で、直接個人の特典等につながるものは、「氏名」「学校名」「年組」「生徒番号」「アカウント」「パスワード」が考えられます。この場合、「アカウント」及び「パスワード」はすぐに無効化し、新たに別のものを設定する対応をアカウント管理者が行います。

○さかまき委員より質問

1 Web会議の実施について

(1) IT推進課が管理する貸出端末を使用した場合はWebexを使うことになるのでしょうか。その際WebexアカウントはIT推進課が用意したものを貸与するのでしょうか。

(2)各部署等で独自に端末及び利用システムを選定し Web 会議システム運用手順書を作成すれば、各部署で独自に随時 Web 会議システムを導入・運用ができるとの理解をしました。「利用できるシステム」にて示されている条件を満たしているかどうかを各部署で判断するのは難しい面もあるかとも思いました。Web 会議システム運用手順書は IT 推進課等で審査等されるのでしょうか。また推奨システム等を例示することはしないのでしょうか。

2 区立学校の ICT 化について

(1)ネットワーク間のデータの授受について

校務系ネットワークと現教室系・新教室系ネットワーク間のデータの受け渡しが Drive を介して可能となっており、個人情報等、特に校務系側の重要情報が教室系側から流出するリスクが特定されていると思います。そのリスクの低減策としては活用ルールに明記することと教員によるワーキンググループにおいて運用していくなかで課題共有・解決することとしているとの理解をいたしました。

ただ今明示されている文言だけでは情報流出リスクがイメージしにくいのかなとも感じました。Drive を介してのデータの利用シーンは事前にあるていど想定されると思いますので、具体的な注意事項としてやってはいけない事例を上げながらわかりやすく注意喚起する機会を運用開始前に設けるよう要望します。

(2)日常的な運用サポート等について

ChromeBook や G-Suite の基本的な操作方法から活用方法の習得やトラブルシュート、またアカウント管理など日常的な運用はとても煩雑で教職員の方の負荷は増大すると想定されます。各学校単位で、企業でいう情報シス的な専任者が必要かと思いますが、各学校単位での ICT 支援員の配置やヘルプデスクの体制など充足していますでしょうか。

◇ IT 推進課長回答

1 Web 会議の実施について

(1)有料のアカウントを持っているアプリは、現時点で Webex だけです。そのため、板橋区が会議の主催者となる場合は、Webex を使用することになります。また、外部から招待された場合には、Zoom 及び Microsoft Teams も使用することができます。

板橋区が会議の主催者となる場合、その都度アカウントを IT 推進課から貸出します。外部から招待される場合は、アカウントは不要です。

(2)各主管課で独自に運用する情報システムについては、必ず「システム運用手順書」を作成して、IT推進課がその内容を把握し、監査を行うことになっています。そのため、Web会議システムも、同様の取扱いとなります。

ガイドラインに示した条件を満たすシステムであるか判断に迷う場合には、IT推進課が相談に応じます。

◇教育支援センター所長回答

2 区立学校のICT化について

(1)ネットワーク間のデータの授受について

人的リスクを回避するため、校務支援システムに保存すべき情報をGoogleドライブに保存しないことを、利用開始前後の教員向け研修会やGIGAスクール構想に関する情報提供の場面を通じて、繰り返し周知を図りたいと考えています。

(2)日常的な運用サポートについて

今回、児童・生徒の一人一人にタブレットを配付するにあたり、さまざまに新たな業務が発生します。このうち、アカウント管理は、主に教員が行うこととなります。そのため、教員研修を実施するほか、トラブルシュート等で、ヘルプデスクやICT支援員の活用についてさらに検討し、現場の教員をサポートして行きたいと考えています。

令和2年8月31日（月） 採決

◇事務局より採決結果報告

この度は、委員の皆様には、ご協力をいただき有難うございました。

9月から事業を開始したいという日程上の都合により、今回は、書面による開催となりましたが、全15委員中、5人の委員から質問・意見をいただき、当該質問と回答を電子メールで共有のうえ、承認・不承認を電子メールで回答いただくよう求めたところ、承認14、不承認0で本件は可決しました。

なお、会長は、議長として、賛否同数の場合に限り票を投じることとなっていますので、上記の全委員数には含まれていますが、承認の14には含まれていません。

次回審議会は、11月30日（月）午後2時～ 区役所9階大会議室Aで開催する予定です。

この度は、お忙しいなか、ご審議いただき有難うございました。